

審 査 基 準

平成 2 1 年 6 月 1 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第108条の32の 2 第 1 項
処 分 の 概 要 : 運転免許取得者教育の認定
原権者 (委任先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法第108条の32の 2 第 1 項 (運転免許取得者教育の認定) 運転免許取得者教育の認定に関する規則第 1 条 (課程の区分)、第 2 条 (運転免許取得者教育指導員)、第 3 条 (設備)、第 4 条 (課程の基準) 及び第 5 条 (認定の申請)
審 査 基 準 : 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 : 1 5 日
申 請 先 : 島根県警察本部交通部運転免許課
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部交通部運転免許課
備 考 :

別紙

1 認定の審査について

(1) 「交通安全教育指針に従って行われるものであること」の審査

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第1項第3号の「交通安全教育指針に従って行われるもの」であることは、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。）のうち、具体的には、指針「第1章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え」に示された事項及び指針第2章第5節「2 免許取得後の交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われることを意味する。

このほか、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）認定規則第1条第3号及び第4号に掲げる課程にあっては、指針第2章「第6節 高齢者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

また、いわゆる業務用自動車の運転者を対象として、認定規則第1条第8号に掲げる課程等を行う場合にあっては、指針第2章第5節「3 業務用自動車運転者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

したがって、法第108条の32の2第1項第3号の「交通安全教育指針に従って行われるもの」であることの審査を行うに当たっては、認定規則第5条第2項の認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類をもとに、認定を受けようとする運転免許取得者教育の教育事項や教育方法等が妥当なものかどうかについて審査する。

(2) 「課程の基準に適合するものであること」の審査

認定を受けようとする運転免許取得者教育の課程が、認定規則第4条の課程の基準（別紙参照）に適合しているかどうかについては、認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査する。

したがって、教育計画書には、教育事項ごとに、教育方法（使用する資器材等）や教育時間を記載させるとともに、認定を受けようとする運転免許取得者教育の年間の実施回数等についても記載すること。また、教育時間については、全体の教育時間及びコース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間を明確に記載すること。

審査を行うに当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

ア 課程の認定

認定規則第1条第3号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）については、法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が

70歳以上75歳未満の者に対するもの(認定規則第4条第1号の表の3の項)と75歳以上の者に対するもの(同表の4の項)とで、課程の基準が異なるが、課程の認定は、いずれの課程の基準をも満たす場合に高齢者講習同等課程として認定すること。

また、高齢者講習同等課程の認定に当たっては、認定が当該課程のみである場合には、当該課程の受講者は、高齢者講習の受講義務が免除されるにとどまり、更新時講習の受講が免除されないこととなることから、併せて、認定規則第1条第6号に掲げる課程の認定についても、申請を行うよう教示すること(この場合、課程の基準は同一である。)

イ 教育事項

認定規則第4条第1号の表の中欄に掲げる教育事項のうち、自動車等の「運転について必要な技能及び知識」についての運転免許取得者教育には、自動車等の運転に必要な技能についての指導と知識についての指導を運転の実習と座学に分けて行うことはもとより、コース又は道路における自動車等の運転の実習を通じて自動車等の運転に必要な知識についての指導を行う場合についても、該当するものと認められる。

ウ 教育方法

(ア) 教本及び視聴覚教材等

認定規則第4条第1号の表の3の項、4の項及び7の項の下欄に掲げる教育方法(以下「特定教育方法基準」という。)の教本、視聴覚教材等については、これら課程が高齢者講習や更新時講習と同等の効果を生じさせるものであることから、高齢者講習や更新時講習と同等以上のものが活用されるものとなっているかどうかについて判断すること。

(イ) 討議及び指導

特定教育方法基準において「自動車等の運転に必要な知識に関する討議及び指導を含む者であること。」とされていることから、自動車等の運転について必要な知識についての討議と指導の両方を行うものとなっているかどうかについて判断すること。例えば、ディスカッション形式により危険予測と回避方法等に関する指導を行う場合が該当するものと認められる。

なお、自動車等の運転の実習は、自動車等の運転に必要な技能とともに知識についても指導することとなるが、知識に関する討議を伴わない限り、これに該当しないものと認められる。

また、認定規則第4条第1号の表の3の項における討議については、自動車等の運転の実習に係る教育の後に、反省点、自らが体験した事事例やヒヤリハット体験を発表させて討議を行うものとなっているかどうかを判断すること。

(ウ) 教育車両及び指導

特定教育方法基準に示されている「自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査」を行うことについては、それが適切かつ十分に実施可能な程度に、免許の種類に対応する教育用車両が必要数整備されているかどうかについて判断すること。

その際、運転免許取得者教育指導員(以下「教育指導員」という。)の数、設備の状況、指導事項、指導方法等を総合的に勘案すること。

ただし、免許の種類に対応する教育用車両がない場合には、大型免許の保有者は中型自動車又は普通自動車を、中型免許を保有する者は普通自動車を、大型自動二輪免許の保有者は、普通自動二輪車をそれぞれ使用する措置がとられることを勘案して判断しても差し支えない。

また、認定規則第4条第1項の表の4の項における自動車等の運転の実習においては、認知機能検査の判定結果に基づく分類に応じた個別指導が行われるどうかを判断すること。

(I) 運転シミュレーター

特定教育方法基準に示されている「自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査」を行うことについては、それが適切かつ十分に実施可能な程度に、四輪車用及び二輪車用(原動機付自転車用を含む。)の運転シミュレーター(型式認定制度があるものは型式認定を受けたもの又はこれと同等以上のもの)が必要数整備されているかどうかについて判断すること。

エ 教育時間

コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間(認定規則第4条第2号)には、実際に自動車等を運転させて指導を行う前の事前説明や事後の指導、講評等の時間が含まれていても差し支えない。

2 終了証明書の交付

認定規則第1条第3号又は第6号に掲げる課程により行う運転免許取得者教育で法第108条の32の2第1項の認定を受けたもの(以下「特定教育」という。)を行う者が、特定教育を終了した者に対し、認定規則第8条の規定により交付する終了証明書に使用する押出しスタンプは、次によること。

印影の大きさは、おおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とすること。

スタンプの文字は、丸ゴシック体によること。

また、特定教育以外の認定教育についても、認定を受けた運転免許取得者教育を行う者が独自に終了証明書等を発行することは差し支えない。

運転免許取得者教育の課程の基準（認定規則第4条）

第1号関係

課程の区分	教育事項	教育方法
1 大型自動車、中型自動車又は普通自動車（「大型自動車等」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの（第1条第1号に掲げる課程）	イ 大型自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 大型自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	大型自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
2 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車（「二輪車」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの（第1条第2号に掲げる課程）	イ 二輪車の運転について必要な技能及び知識 ロ 二輪車の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	二輪車、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
3 法101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対する高齢者講習及び更新時講習（道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの（第1条第3号及び6号に掲げる課程）	イ 運転者としての資質の向上に関すること。 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。 ハ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 ニ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たり3人以下であること。
4 法101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対する高齢者講習及び更新時講習（府令第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの（第1条第3号及び6号に掲げる課程）	イ 運転者としての資質の向上に関すること。 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。 ハ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 ニ 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。 ホ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たり3人以下であること。
5 高齢者に対するもので上記3、4以外のもの（第1条第4号に掲げる課程）	イ 自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材等必要な教材を用いて行うこと。
6 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの（第1条第5号に掲げる課程）	イ 気候、地形その他の地域の特性に応じた自動車等の運転に必要な技能及び知識 ロ 運転者としての資質の向上に関すること。	自動車等、運転シミュレーター、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
7 法101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者に対する更新時講習（府令第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの（第1条第6号に掲げる課程）	イ 道路交通の現状及び交通事故の実態 ロ 運転者としての資質の向上に関すること。 ハ 自動車等の安全な運転に必要な知識 ニ 自動車等の運転について必要な適性及び技能	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、自動車等の運転について必要な適性を検査する用具その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。 ハ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査

		又は筆記による検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 二 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たり3人以下であること。
8 大型自動二輪車又は普通自動二輪車（「大型自動二輪車等」という。）の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（上記2に規定する者を除く。）に対するもの （第1条第7号に掲げる課程）	イ 大型自動二輪車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 大型自動二輪車等の二人乗り運転について必要な技能及び知識 ハ 大型自動二輪車等の運転に必要な適性 ニ 運転者としての資質の向上に関すること。	大型自動二輪車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
9 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（上記1、2に規定する者を除く。）に対するもの（上記7、8に掲げるものを除く。） （第1条第8号に掲げる課程）	イ 自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
備考 上記表の教育事項の欄のうち、同表の課程の区分欄1のロ及びハ、2のロ及びハ、5のハ、6のロ、8のハ及びニ並びに9のロ及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者教育は、行わなくてもよい。		

第2号関係

各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が2時間以上（第1号関係の表の3の課程にあっては3時間以上、同表の4の課程にあっては2時間30分以上）であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が1時間以上（同表の1の課程又は2の課程（原動機付自転車に係るものを除く。）にあっては2時間以上）であること。

第3号関係

認定規則の規定を遵守し、その他運転免許取得者教育の課程に係る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。